

農地中間管理事業 の活用を!



農地中間管理事業とは?

県指定の農地中間管理機構が農地を借り受け、規模拡大を目指す担い手に貸し付ける事業



こんなメリットが!!

- ①安心して農地を貸し出せます。
- ②贈与税・相続税の納税猶予が継続できます。
- ③全農地を機構に貸し付けた場合、一定期間、固定資産税が半減されます。

- ①借入農地の所有者が複数でも、賃料を機構にまとめて支払いできるので事務が簡素化されます。
- ②農地集約のための担い手同士の農地交換についても、機構が支援します。

事業を活用するためには

農地を貸したい方(出し手)、農地を借りたい方(受け手)とも申込が必要です。農地が所在する市町村の農政担当課に窓口を設けておりますので、ご利用ください。

※地域計画が策定された場合は、地域計画に基づいて貸借を行うこととなります。地域計画は令和6年度末までに策定することとなりますが、策定までの間は上記のフローでの貸借ができます。

お問い合わせ・相談先

農地が所在する各市町村の農政担当課・農業委員会

〔 青森県農地中間管理機構 (公益社団法人あおもり農業支援センター) 〕

☎017-773-3131

事業活用のポイント

借受者決定の考え方

農地の貸付先(受け手)は、以下の点を総合的に判断して決定します。

- ①借受者の経営規模拡大または経営の効率化につながるのか
- ②既に効率的・安定的な農業経営を行っている者への支障がないのか
- ③新規参入者が効率的かつ安定的な農業経営を目指せるのか
- ④地域農業の健全な発展に配慮した公平・適正な調整なのか

※他の貸借制度や(特定)農作業受委託契約から切替する場合は、従来の貸付先を継続できます。
また、りんご園地で、特定の貸付先(縁故関係者など)がある場合、その方を優先します。



機構集積協力金について

農地中間管理事業を活用した場合、以下の協力金が交付されます。

1 地域集積協力金(地域に対して交付)

地域内の農地を機構に貸し付け、又は貸し付けと一体的に行う機構を通じた農作業委託により、担い手への農地集積を図る場合に交付されます。

区分	機構の活用率		交付単価 (農作業受託)
	一般地域	中山間地域	
1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a (0.5万円/10a)
2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

2 集約化奨励金(地域に対して交付)

機構からの転貸、又は機構を通じた農作業受託により、農地集約を図る場合に交付されます。

	地域の団地面積の割合	交付単価(農作業委託)
区分1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a(0.5万円/10a)
区分2 (いずれか)	20ポイント以上増加 既に30%以上の地域は 1団地当たりの平均面積 が1.5倍以上	3.0万円/10a(1.5万円/10a)

3 経営転換協力金(農地所有者に対して交付)

経営している2つ以上の農業部門のうち、1つ以上を廃止して経営転換、又は農業をリタイアして機構に農地を貸し付ける場合に交付されます。

※令和5年で終了	交付単価	上限額
令和5年度	1.0万円/10a	25万円/1戸

※経営転換協力金は、地域集積協力金又は集約化奨励金の交付申請を行う「地域」に含まれる農地のみ対象。
※協力金の交付を受けるためには、各種の要件がありますので、各市町村窓口等でご確認ください。

○出し手・受け手とも賃料の0.5%の手数料がかかります。
手数料に対して消費税を別途いただきます。